

平成17年10月21日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市男女平等推進審議会（第1期）
会長 諸橋 泰樹

第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」
に関する提言について

第1期小金井市男女平等推進審議会は、2003年10月24日から2005年10月23日までの間、審議会の所掌事項について審議を重ね、この度別紙のような報告書をまとめましたので、ここに提出いたします。

つきましては、「小金井市第3次行動計画」に関する具体的な評価及び今後への提言に付随して、以下のような総論的提言を行いたいと思います。

記

1 小金井市男女平等基本条例のさらなるPR、浸透を

2003年7月に成立、施行された小金井市男女平等基本条例は、その先進的な内容にもかかわらず、市民にも、また市内にも認知され浸透しているとは言えません。男女平等施策の基本となるものですので、あらゆる手段を使ってPRし、浸透させるよう強く要望します。

2 「苦情処理」のPRを

小金井市男女平等基本条例に規定されている苦情処理に関して、今期の審議会は規定を設け、書式を定め、苦情処理委員も委嘱されています。市の施策及びプライベートな領域での男女不平等に関する苦情が寄せられないことに越したことはありませんが、小金井市に女性への差別がないから苦情がないとは思えません。条例と同様に幅広いPRを要望します。

3 市民向け・職員向けの男女平等意識調査の実施を

小金井市における男女平等の進捗度は、市民や職員の男女平等意識に関する継続的な調査を行うことで測定されます。数年おきの定期的な意識調査に

より施策の効果を図るとともに、実施すること自体に啓発的効果があり、また、その結果を公表することで意識づくりが進む、市民向け・職員向けの男女平等意識調査の実施を要望します。

- 4 第3次行動計画推進状況調査報告を速やかにし、事業の評価時期を前倒ししたい

現在、本審議会が進捗状況評価している行動計画は、既に済んでしまった2年前の実績に対して評価をし、一方では既に進行している事業については提案できないような評価システムでは、いろいろな不都合があります。せめて、前年度の実績に対する評価ができるよう速やかな報告を望みます。

- 5 第3次行動計画推進状況調査報告に男女平等の視点を

各課の行動計画進捗状況報告の記述には、男女平等の視点がどのように生かされているのかよく分からないものも見られます。「施策の概要」に沿った報告を望みます。

- 6 男女平等推進審議会で審議された要点を速やかにコミュニケーション

男女平等推進審議会で扱われた審議内容の要点を、企画部署が中心となって各課に速やかに連絡されるよう望みます。また、庁内連絡会を活用し、各課との連携・調整を図っていただきたいと考えます。そのためにも、男女平等政策は庁内横断的なものであることを認識し（「ジェンダーのメインストリーム化」などと言います。）縦割りテリトリーの発想にとらわれずに庁内のコミュニケーションを効果的に図っていただくよう要請します。

- 7 まずは職員の意識改革・実践から

性別役割分業を流動化し、公平化してゆくためには、ワークシェアの発想と実践が欠かせません。また、次世代育成支援策も不可欠です。まずは庁内の職員が、性別や時間帯、職域などにとらわれないフレキシブルで公平な勤務体制をとり、ワークシェアの範を示してもらえればと思います。また、他市に先駆けて庁内に保育所を設けるだけでも、社会的に大いに話題となるでしょう。

- 8 すべての事業に、必要に応じて保育を

同様に、市民向けの講座などの事業や審議会などに、NPOや委託事業者などを活用し、必要に応じて保育がつくようにしてもらえればと考えます。「安心して子どもを生み・育てられる小金井市」の定評が得られます。

9 拠点施設の検討を

行動計画づくりの際にも、また、条例づくりの際にも、しばしば指摘されてきたことは、男女平等施策の拠点となる小金井市における男女平等センターの設置です。特に現行婦人会館は、その機能を果たしていません。速やかに婦人会館の問題について検討し、たとえば駅前再開発の中に男女平等センターの開設を入れ込むことを強く望みます。

以上、男女平等推進審議会委員の真剣な討議の結果の報告ですので、どうぞ意をお汲み取りのうえ、実現に向けて努力されますことを希望します。

2007年7月30日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市男女平等推進審議会（第2期）
会長 諸橋 泰樹

第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」
に関する提言について

日頃より、小金井市の男女平等推進のためにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

近隣市町より、小金井市男女平等基本条例のつくられ方や条例内容が評価され、刺激されて市民による条例づくりの機運が高まっているようです。

さて、小金井市男女平等基本条例に基づく審議会である小金井市男女平等推進審議会は第2期を迎え、2005年10月24日から2007年6月1日までの間（任期は2007年10月23日まで）審議会の所掌事項について審議を重ね、今回別紙のような報告書をまとめました。ここに提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

I 審議の経過

1 今期審議会の2つの課題について

第2期小金井市男女平等推進審議会は、2005年10月24日から2007年6月1日まで7回開催されました。

今期の審議会の課題には、2つの検討課題がありました。

1つは、地方自治体における効率的かつ効果的な施策及び事業施行のための行財政評価のあり方や評価システムについて検討すること。

2つめは、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の進捗状況について評価を行うこと。

このうち第1の課題については、審議期間中に全庁的な「行政評価（事務事業評価）」システムが採り入れられ、今回はそれに「相乗り」する形を採り、行政評価様式に行動計画の対象事業であることの項目「男女共同参画関連」を組み入れてきましたが、第3次行動計画の施策事業のすべて

が行政評価の対象となることが難しい状況にあります。

しかしながら、全庁の調査ということでその物理的限界から「男女平等プラン」の多くの事業を評価することができず、やはり簡便かつ迅速な独自の評価が求められます。今期はそれについて十分に審議をすることができませんでした。引き続き第3期の審議会で、さらなる検討の継続をお願いしたいと思います。

2. 「プラン」の進捗状況評価について

第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の進捗状況の評価は、2006年（平成18年）2月に出された2004年度（平成16年度）の「推進状況調査報告書」と、2006年（平成18年）9月に出された2005年度（平成17年度）の「推進状況調査報告書」に基づき、それぞれ行われました。

それに際しては、事業の（1）実施時期区分、（2）実施内容の2点から、各委員が詳細な問題点の指摘を行い、各担当部署がそれに答える、というプロセスを数回経る手間を取りました。

本報告は、主として2005年度「推進状況調査報告書」をもとに、そのやりとりの結果からコメント及び提案を行います。

なお、第3次行動計画は、2003年度（平成15年度）から2012年度（平成24年度）までの10年間を射程に入れていきます。

3. 「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査」の実施について

第1期の提言を受けて、男女平等推進のための小金井市職員の意識調査を2006年10月17日から11月7日まで実施しました。（1）施策づくりと事業実施に際して、全職員が男女平等意識を持ってそれにあたってもらいたいという意図、（2）調査に答えることにより男女平等意識を高めようという意図、そして（3）市民に模範を示すためにも、また市内の大きな事業所の1つでもあることから、「先ず隗より始めよ」という意図があります。

審議会では、質問項目、前回（1998年実施）の調査との比較可能性などの観点から検討を行いました。

その結果は「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書」に見るとおりですが、市職員の男女平等意識は必ずしも高くなっているとは言えず、第3次行動計画や小金井市男女平等基本条例についての認識も低いという残念な結果でした。本報告でも、この調査報告書を反省を込めて利用することを提言しています。

4. 「男女平等に関する市民意識調査」の実施について

同様に、第1期の提言を受け、小金井市民対象の「男女平等に関する市民意識調査」を2007年9月から10月にかけて実施する予定で、前回調査（1999年実施）との比較ができるよう、質問項目の検討を行いました。

今後の施策・事業に大いに役立ちますので、データの活用が望まれます。

5. その他の男女平等推進に関する審議について

第2期審議会は、第1期に実施細目が決まり既に運用されている、男女平等に関する市民からの「苦情処理」についても、苦情があればその都度報告を受けるつもりでいましたが、今期はそのような苦情は寄せられませんでした。

しかしながら、これは、小金井市内には男女の差別がない、小金井市の行う施策には男女平等が貫徹している、ということ必ずしも意味しません。後述するように小金井市男女平等基本条例や、それに基づく苦情処理についての市民への浸透がほとんどないということの意味していると思われます。都内区市町及び他府県・市町の同様の条例は、市民向けパンフレットや子ども向けパンフレットとして作成され、また、行動計画（プラン）も同様にPRに務めています。市民の男女平等意識を高めることにもつながる条例及びプランのPR予算を強く求めます。

ほか、審議会では男女平等をめぐる新聞記事をスクラップして委員に配ることを行い、懇談の参考に供しました。

II 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する提言について

1. 小金井市男女平等基本条例についての市民への浸透を

第1期の提言でも申し上げましたが、2003年7月に成立した小金井市男女平等基本条例は、市民に認識されているとは言い難い状況にあります。今後小金井市が再開発される中、女性たちのグループがさらに活性化し、ゴミ問題や環境保全に女性たちの意見が反映され、また団塊世代の男性たちが地域に帰ってくる時期を迎えるためにも、小金井市の先進的な条例がもっと認識され活用される必要があります。

男女平等施策の基本となるものですから、あらゆる手段を講じてPRし、浸透させるよう強く要望します。他自治体は、市民向けの条例および行動計画のパンフレットを作成し、広く配布しています。厳しい予算状況にあることは承知していますが、予算の措置をお願いしたいと思います。

2. 小金井市職員に対する条例及び行動計画についての浸透を

「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書」によると、小金井市男女平等基本条例について知っている職員はわずか11.7%にとどまります。男女平等の施策を担う市の職員がこれでは困ります。(1) 条例、(2) 行動計画、(3) 男女共同参画社会及び同基本法、(4) 男女平等の社会とは、(5) 広報表現における男女平等表現とは、といった観点からの、若年向け、中間層向け、管理職向けの研修を要望します。もとより、研修は継続的に行われなければなりません。今年度は若年、次年度は管理職、などのように対象を毎年替えて、数年でまた回ってくるように工夫してもいいでしょう。

また、職員対象の男女平等意識調査の結果を使った職員研修を求めます。

3. 第3次行動計画の「未実施」が多い

第3次行動計画「個性が輝く小金井市男女平等プラン」2005年度進捗状況を見ると、全287事業（重複含む）中、41事業が「未実施」でした。これは全事業の14%にあたります。

特に、実施区分A「既存事業で今後も継続する事業」、B「平成15年度～19年度までの実施をめざす事業」、C「平成20年度～24年度までの実施をめざす事業」、D「将来の課題として、実施する方向で検討する事業」のうち、A区分の事業は222あります。そのうちの9事業が「未実施」となっていました。

審議会からいろいろと問い合わせた結果、理由のあるもの、理由が納得できないもの、両方がありました。総ての事業が機械的に必ず実施されるべきとは考えませんが、各部署に事業遂行の刺激を高めてもらうよう努力することが大切だと考えます。

また、第3次行動計画を固定的なものにとらえず、実施区分の時期を早めたり、事業のスクラップアンドビルドも場合によっては必要でしょう。

4. 「苦情処理」のPRを

条例において他自治体にさきがけて設置された苦情処理（市民の生活領域での男女不平等、そして市政における男女不平等）に関して、前期および今期とも申請件数はゼロでした。条例とともに、苦情処理についても、幅広いPRを要望します。

5. その他の事業について

(1) ジェンダー指標の設置

ジェンダー統計は、施策や事業を進める上で大事な基礎データです。実施時期を早め、早急に作成し、継続的に統計をとっていくことを求めます。

(2) 町会・自治会・子ども会・PTA等団体への長の参画

女性が地域のグループの長になることを促進するよう、地域市民への啓発と女性のエンパワーメントが必要です。また、家庭や地域での男女平等教育を進めるために、家庭教育学級を積極的に実施し、これらの団体と庁内関連部署との連携を求めます。

(3) 男女平等都市宣言の浸透

他自治体にさきがけて宣言した小金井市の男女平等都市宣言を、もっと市民に浸透させていただきたいと考えます。いろいろな「刷り物」に、是非入れていただければと思います。

(4) 市刊行物作成に関する男女平等表現ガイドラインの作成

小金井市は、かなり古い時期に、市刊行物における男女平等表現に関するパンフレットをつくっているという先進的な市です。内閣府のみならず、他自治体では広報物の男女平等表現ガイドラインを作成し、それにもとづいて広報物を作成しているほか、職員向けの研修なども行っています。そういった事例に倣いたいものです。

(5) 女性学・ジェンダー研究グループへの支援

自主研究グループの育成・援助について、多少の予算を配分し、多様なPRを望みます。自治体によっては、研究や活動を公募し（港区、埼玉県、府中市など）、助成金を出しています。

(6) 大学との連携、情報の提供

男女平等の視点を持った大学のリカレント教育と連携し、女性の自立のためのパソコン教室、女性学講座など、多様な講座を展開して欲しいと思います。文教地区としての小金井市の資源をもっと有効活用し、場合によっては市の方から申し込んだり、各大学に連携を申し入れたり、積極的な働きかけが必要です。

(7) 小規模保育所・駅型保育所の設置の検討

再開発に伴い、駅前保育所ほか、通勤圏に便利な要所要所にある小さな保育所を設置することの検討を是非求めます。少子社会化の対策は、子育て対策でもあります。

(8) 審議会委員等への女性の登用

委員会の実態把握を行い、「あて職」でない委員会を中心に、女性の委員の登用を促進するよう要望します。委員募集の際に、過去の男女比を含めて掲載するようにしてください。

(9) 「こがねいパレット」と女性学級との連携

多様な事業や講座がなされていますが、参加者の減少、主催者の人員不足、企画内容などに悩まされています。「力」が拡散しないよう事業を整理したり、男女共同参画室がもっと支援したり、公民館・社会教育との連携が望まれます。

6. 行動計画推進状況調査報告を速やかに

第1期の提言でも申し上げましたが、本審議会が評価している行動計画は2年前のものです。現在進行している事業について提案できないシステムでは不都合がありますし、次年度の事業についても推進状況の報告を待っている間は間に合わないものもあります。毎年度の推進状況報告を早め早めに出してもらおうよう、要請します。

7. 行動計画推進状況報告に「男女平等」の視点を

これも第1期で申し上げましたが、まだ各課の行動計画推進状況報告の中に男女平等の視点がどのように生かされているのかよくわからない記述が見られます。自分のセクションの事業がどのように男女平等にかかわるのか、その認識と、具体的な記述が求められます。

8. 庁内の男女平等に関するコミュニケーションシステムの確立を

男女平等推進審議会で扱われた内容の要点が、すみやかに各課に連絡されるよう、システムの強化を要望します。庁内連絡会の頻度を高めたり、庁内メールで頻繁に連絡したり、審議会の審議内容のレジュメがニュース配信されたり、効果的に全庁に情報が行き渡るよう工夫を望みます。

9. 拠点設置の検討を

駅前の再開発が進んでいますが、男女平等施策の実施の拠点となるセンター設置を強く望みます。「場所」があることで、市の男女平等の意識づくり及び政策づくりは格段に進展します。

10. 担当課・企画政策課の底上げを

男女共同参画社会づくりは「21世紀の最重要課題」とされています。国内的には少子高齢化に伴い、女性と男性がともに労働して生産活動に従事し、納税し、また家事・育児・介護を分担し合って、ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方を実践する必要性に迫られています。国外的には、セクハラやDVがあり、戦時性暴力に対する政府による公式補償もない人

権後進国と認識され、女性の雇用率や社会的地位も低く、GME（ジェンダー・エンパワーメント尺度）が先進国中で低位にあるなど、その“汚名”を返上する必要性に迫られています。小金井市が、その先進性の割りに、「予算不足」を口実に男女平等政策は「二の次」になっているとすれば、それは大変に残念なことです。

庁内職員アンケート、市民意識アンケートなどの企画・入力・集計・分析の作業、DVや児童虐待など「待ったなし」の対策、そして各種事業の実施に追われる担当部署を見ていると、明らかにスタッフが足りないと感じます。小金井市男女平等基本条例によれば、担当部署に対しては男女平等推進のための啓発だけでなく「支援」を要請しています。「2人体制」から、私たちとしてはさらなるスタッフの強化を強く望みます。